

公共用水域水質常時監視に関する既存の通知類（水質汚濁防止法に基づく環境基準項目及び要監視項目）

A. 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（H13.5.31環水企92号水環境部長）

1. 常時監視に用いる測定
「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）による。
2. 常時監視の結果の報告
測定計画に従って行われた測定の結果については、原則として年に1回、「水質汚濁防止法の施行について」（昭和46年9月20日環水管第24号）の別記様式3、「公共用水域水質測定結果の報告について」（平成5年3月29日環水規第51号）及び「公共用水域水質測定結果報告要領等について」（平成11年3月12日環水規第80-3号）により報告。
ただし、環境基準健康項目については以下のいずれかに該当する場合は速やかに報告。
(1)全シアン、アルキル水銀及びPCBについては、環境基準値を超えた場合。
(2)その他の項目については、年間平均値が環境基準値を超えると予想される場合。
3. 報告下限値等
定量限界値は、原則として小数点以下4桁までの範囲内で設定する。単位はmg/l。
4. 有効数字等
(1)報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」とする。
(2)桁数について
有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
5. 環境基準の適合の判断
(1)人の健康の保護に関する環境基準
表層の年間の総検体の測定値の平均値により評価。
全シアンについては測定値の最高値により評価。
アルキル水銀及びPCBについては、年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって環境基準達成と判断。
自然的原因（鉱床地帯における岩石等からの溶出、海水の混入等）の考慮。特に、ふっ素及びほう素は自然状態で海水中に高濃度で存在していることから、汽水域等において環境基準を超過している水域が多く存在する。詳細は「汽水域等における「ふっ素」及び「ほう素」濃度への海水の影響程度の把握方法について」（平成11年3月12日環水企第89-2号、環水管第68-2号）による。
(2)生活環境の保全に関する環境基準
BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価
日間平均値で評価。年間評価については、環境基準点において、「75%水質値」で判断。
複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると判断。
湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価
表層の年間平均値で判断。
複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断。
海域における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価
表層の年間平均値で判断。
複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断。
6. 測定計画
測定計画の作成に当たっては、環境基本法第43条に定める機関において審議。
測定計画を作成したときは、環境省環境管理局水環境部長あてに速やかに通知。
(1)測定の対象水域は、全公共用水域とし、公共用水域の水質の汚濁の状況、利水の状況等を勘案して、対象水域を選定。
(2)測定地点については、次によることとする。
公共用水域の水質の汚濁の状況の常時監視の観点から必要な地点を選定。
測定地点の選定に当たっては、著しい重複、偏向が生じないように国の地方行政機関と協議するほか市町村とも協議する。
従来の測定により、著しい水質の汚濁が認められた地点については、引き続き測定を行う。

B. 水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28環境庁告示59号）

1. 基準項目毎の測定方法
2. 測定時期
3. 基準適合の判断（複数地点の測定結果を総合的に判断）

C. 水質調査方法（S46.9.30環水管30号水質保全局長）

1. 水質調査の種類
監視測定調査（環境水、排水水）、基準設定調査、底質調査に分類。
2. 調査項目及び回数
3. 調査時期、採水地点、採水方法等
河川、湖沼、海域、事業場排水について規定。

D. 水質モニタリング効率化指針
（H11.4.30環水企186号環水規163号水質保全局長）
今後水質環境基準項目が追加され、効率的な体制への移行が求められることから通知。

1. 地点の効率化
調査地点の見直し、ローリング調査の導入
2. 項目の効率化
汚染物質使用実態による調査時期・調査項目の絞り込み、ローリング調査の導入
3. 頻度の効率化
調査時期の見直し
長年検出されない場合の調査頻度の見直し
4. 分析方法の効率化

E. 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（H5.3.8環水管21号水質保全局長）

1. 常時監視の実施方法（効果的な監視）
2. 測定方法（適切な測定方法の選択、精度管理の充実）

F. 水質汚濁防止法の施行について（S46.7.31環水管12号事務次官）
水質測定計画及び測定結果の環境庁への報告

G. 水質汚濁防止法の施行について
（S46.9.20環水管24号水質保全局長、最終改正H11.3.12環水規第80号）

1. 測定結果
(1)結果報告様式の規定
(2)報告時期
原則年1回。ただし健康項目については基準超過時に速やかに報告するとともに公共用水域及び排水水の追跡調査を実施。
2. 水質測定計画
(1)対象水域、測定地点
(2)測定計画様式の規定
(3)測定計画の水質保全局長への通知

H. 公共用水域水質測定結果の報告について
（H5.3.29環水規51号水質保全局長）

1. 数値の取扱いについて
定量限界値、報告下限値、有効数字、平均値の計算等
2. 報告方法
年間の水質測定結果については、各年度毎にまとめ、翌年度の5月31日までに提出。

I. 公共用水域水質測定結果報告要領等について
（H11.3.12環水規80-3号水質規制課長、最終改正H13.6.27環水企115号）

1. 報告対象（測定計画に基づいて行われた全測定結果）
2. 報告経路（政令市からの報告は環境基準健康項目の基準超過時以外は都道府県を通じて報告）
3. 様式、報告媒体
4. 平均値の計算に当たっての数値の丸め方
5. 要監視項目の報告様式（環境基準項目に準じる様式）

J. 平成 年度公共用水域水質等測定結果等の報告について
（企画課長）

1. 平成 年度公共用水域水質測定地点情報報告要領
2. 平成 年度公共用水域水質等測定結果報告要領
(1)入力フォーマット・システム
(2)環境基準超過地点についての記入要領
(3)要監視項目測定結果報告要領
入力フォーマット・システム、測定結果の概要

K. 汽水域等における「ふっ素」及び「ほう素」濃度への海水の影響程度の把握方法について（H11.3.12環水企第89-2号企画課地下水・地盤環境室長、環水管第68-2号水質管理課長）
電気伝導率をもって海水影響により基準超過する塩分濃度を判断